

令和7年4月22日

クルーズ船対応のため、境港市で日本版ライドシェア導入！

～クルーズ船の乗客輸送を目的とした許可は、中国地方初です～

「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」は、令和6年3月の制度化から1年が経過し、中国地方では「広島交通圏」を始め、計20の営業区域において日本版ライドシェアの許可、17の営業区域で運行されています。

この度、「境港市（鳥取県）」の営業区域において新たに日本版ライドシェアの許可を行いました。鳥取県では、令和6年10月に開催された「第36回全国健康福祉祭とっとり大会」（愛称：ねんりんピックはばたけ鳥取2024）会期中の需要対応及び「米子交通圏※」に続き3例目となります。

今回の許可は、乗客定員1,000人以上のクルーズ船が寄港する日において、入港1時間後から出港1時間前までの間を運行時間とし、一時的に供給を増やすことによってクルーズ船の乗客のタクシーの待ち時間を解消することを目的としています。

国土交通省では昨年度、交通空白解消本部を立ち上げ、地域の足対策とともに主要交通結節点（主要ターミナル等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す観光の足対策にも取り組んでいます。中国運輸局でも、地域の足、観光の足対策を含めた「交通空白」の解消に引き続き取り組んでまいります。

記

1. 許可年月日：令和7年4月22日
2. 許可権者：中国運輸局鳥取運輸支局長
3. 許可を受けた営業区域、事業者名称、許可車両数、期間及び時間帯：

営業区域	事業者名称 ()は実施営業所名	車両数	期間及び時間帯
境港市	株式会社 港タクシー(上道営業所)	5台	乗客定員1000名以上のクルーズ船が寄港する日において、入港1時間後から出港1時間前までの間

【参考】「境港市」の法人タクシー事業者数 3事業者、車両数28台（令和7年3月31日現在）

※「米子交通圏」とは、鳥取県のうち、米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域を指します。

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課（082-228-3450）鬼村、小林
中国運輸局鳥取運輸支局輸送・監査担当（0857-22-4120）福原、木村

中国地方における日本版ライドシェアの導入状況

